

岩手県自殺対策推進協議会運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、岩手県附属機関条例（令和5年岩手県条例第4号）第2条第1項の規定に基づき設置する岩手県自殺対策推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 協議会に、会長を置く。

（部会）

第3条 会長は、部会の所掌事務に関して岩手県知事の諮問を受けたときは、当該諮問を部会に付議することができる。

2 部会の議決は、会長の同意を得て、協議会の議決とすることができる。

（庶務）

第4条 協議会の庶務は、岩手県保健福祉部障がい保健福祉課において処理する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。